

※このページも 障害者手帳をお持ちのご家庭のみご覧下さい。

③日常生活用具 給付制度を利用する

→ 米原市では 健康福祉部 社会福祉課 が担当

介護用品認定を受けた製品の購入 及び 施工業者による取り付け工事を必要とする製品の購入に対し 施主は一割負担にて購入できる制度です。

米原市が認定した 日常生活用具給付事業者からの購入であること

ヤマブキ・工務店は 2009 年に登録済みで以降 この制度を用いた設置工事を致しております。

適応対象

②の在宅重度障害者 住宅改造費 助成制度 よりは障害の等級が低いかたも 各種により適応対象者となる事が出来るが、個別に給付要件が異なるため 事前に確認が必要です

③の制度区分を わかりやすいように 整理すると

A ③の用具を 1 割負担で購入する

③の用具は消耗品に限り、基本的に 2 ヶ月単位の数量を継続して購入することが可能です。

※その他の用具は規定された耐用年数を超えた場合に再申請出来るものと把握しております。

B 改修工事費を伴う備品の購入 (これは原則一度限りの適応です)

③の 工事対象はあくまで動補助道具購入に関する工事です。

手すりの取り付け 床の段差解消 引き戸等への扉の取り替え
滑らない床や移動円滑化の為の床材への変更 洋式便器への取り替え
および これらへ変更するにあたり必要な付帯工事

↓ 改修工事を伴う場合

助成金の内訳→米原市では 180,000円が上限です

※助成上限 20 万円に対して、自己負担額が 1 割となる計算です。

よって ① 20 万円以上の工事の場合は 18 万が助成され、

施主の実質負担は 総額から 18 万円を引いた額となります。

② 20 万円に満たない場合は その金額の 1 割が施主負担額です。

②在宅重度障害者 住宅改造費 助成制度と③は 改修工事として併用できない

②は浴室の取り替え や トイレの全面改修 のような
家屋のバリアフリー化 の大きな範囲が対象と出来ます。

等級が満たない場合は問題外として 助成金の優先順位は
まず③日常生活用具給付制度が優先され、規定を充たした

場合には②のほうに適応されます。←ここが最もややこしい部分です。

お問い合わせは : 米原市役所 山東庁舎 健康福祉部 社会福祉課 55-8102